

保育提供体制の確保のための実施計画について

国より財政支援を受けるため、保育需要と提供体制の「見える化」を図ることを目的とした「保育提供体制の確保のための実施計画」（以下「実施計画」という。）を作成した。

将来における保育需要の把握が十分であるか、当該需要に基づいた提供体制を確保するための計画となっているか等を確認する観点で、地方版子ども・子育て会議等で諮る必要があるため、実施計画の内容について下記のとおり報告する。

記

1 令和8年度以降の保育需要と提供体制について

保育所等の整備を進めたことにより、区内における4月1日時点の待機児童数は令和3年度から6年連続ゼロを達成しており、計画期間内における量の見込みに対応する保育定員はすでに確保されている。

今後は、特定のエリアにおいて保育ニーズに対応できなくなることが明らかな場合に、エリアを限定した施設整備を検討するなどして、それぞれの地域の保育需要に応じた保育定員が確保できるよう取り組む。

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就 学 前 児 童 数 ①	0 歳 児	1,912.	1,957.	2,023.	2,062.	2,103.
	1 ・ 2 歳 児	3,729.	3,603.	3,605.	3,711.	3,815.
	3 歳 以 上 児	5,608.	5,398.	5,144.	4,951.	4,850.
	合 計	11,249.	10,958.	10,772.	10,724.	10,768.
（申 保 育 込 ② ニ ー ズ ） 数	0 歳 児	400.	473.	627.	639.	652.
	1 ・ 2 歳 児	2,401.	2,411.	2,473.	2,545.	2,620.
	3 歳 以 上 児	3,526.	3,455.	2,903.	2,796.	2,740.
	合 計	6,327.	6,339.	6,003.	5,980.	6,012.
（申 ② ／ 込 ① ） 率	0 歳 児	20.9%	24.2%	31.0%	31.0%	31.0%
	1 ・ 2 歳 児	64.4%	66.9%	68.6%	68.6%	68.7%
	3 歳 以 上 児	62.9%	64.0%	56.4%	56.5%	56.5%
	合 計	56.2%	57.8%	55.7%	55.8%	55.8%
（利 整 用 備 定 量 員 ） 数	0 歳 児	897.	854.	854.	854.	859.
	1 ・ 2 歳 児	3,083.	2,961.	2,931.	2,918.	2,930.
	3 歳 以 上 児	4,531.	4,445.	4,425.	4,391.	4,403.
	合 計	8,511.	8,260.	8,210.	8,163.	8,192.
待 機 児 童 数	0 歳 児	0.	0.			
	1 ・ 2 歳 児	0.	0.			
	3 歳 以 上 児	0.	0.			
	合 計	0.	0.			

・令和8年4月1日の定員増減内訳について（対前年比）

項目	増減数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	備考
定期保育利用事業の終了	▲57	▲10	▲21	▲21	▲3	▲1	▲1	認可保育所の新設等により、現状の保育ニーズに見合う定員数が確保されたため。
保育ルーム えどがわ園 (R9年度末事業終了予定)	▲6	0	0	0	▲6	0	0	
もみの樹園事業所内保育所 (R8年度末閉園予定)	▲6	▲6	0	0	0	0	0	継続的な在園児の減少と経営難のため。
既存保育所の定員変更等	▲182	▲27	▲42	▲38	▲43	▲7	▲25	在園児が継続して定員に満たない等のため。
R8年4月定員増数計	▲251	▲43	▲63	▲59	▲52	▲8	▲26	

2 採択を求める財政支援とその理由について

区では、地域の課題に応じた保育提供体制確保のための対策として、以下の事業について財政支援を希望する。

（１）保育士宿舎借り上げ支援事業

【内容】保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用の一部を補助

【理由】全国的な状況と同様、本区においても保育人材が不足している状況にあり、区内保育施設への就職希望者から当該事業利用希望の問い合わせが多く、利用実績が増加して毎年度歳出予算規模が拡大している。保育人材の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備するために当該事業の実施が不可欠であることから、財政支援を必要とする。

（２）都市部における保育所等への賃借料支援事業

【内容】賃貸物件において保育所等の運営を行う場合、賃借料の実勢価格と公定価格における賃借料加算の収入額が乖離している場合の補助

【理由】本区は全国・東京都内の他自治体と比較して不動産価値が高い地域性があり、公定価格における賃借料加算のみでは賄いきれない賃借料経費負担が保育施設運営事業者に発生している。大規模な再開発事業等による施設整備の促進や、施設運営の継続性を担保し安定的な施設運営に資するために、賃借料補助事業の実施が不可欠であることから、財政支援を必要とする。

（３）利用者支援事業(基本型)

【内容】利用者支援事業の実施に必要な経費の補助

【理由】子ども総合センター、子ども家庭支援センターの親と子のひろばや、地域子育て支援センター二葉、ゆったりーのにおいて、子どもや保護者が、保育所、認定こども園、幼稚園での教育・保育や一時預かり、学童クラブ等の地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供、相談、助言等を行うとともに関係機関との連絡調整等を行うため当該事業の実施が不可欠であることから、財政支援を必要とする。

【参考】財政支援の対象となる事業

項目	採択要件 ※
就学前教育・保育施設整備交付金	待機児童対策／ 人口減少対策／ こども誰でも通園制度
保育所等改修費等支援事業	待機児童対策／ 人口減少対策／ こども誰でも通園制度
民有地マッチング事業	待機児童対策
保育利用支援事業	待機児童対策
一時預かり事業（一般型） ※緊急一時預かり事業のみ	待機児童対策
認可化移行運営費支援事業	待機児童対策
幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	待機児童対策
保育士宿舍借り上げ支援事業	地域課題
広域的保育所等利用事業 ※企業主導型保育事業等において単独で実施する場合や、新制度未移行幼稚園での預かり保育を実施する施設の共同利用により実施する場合の補助要件	地域課題
都市部における保育所等への賃借料支援事業	地域課題
利用者支援事業（基本型） ※夜間加算、休日加算、機能強化のための取組のみ	地域課題
利用者支援事業（特定型）	地域課題
一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	地域課題

※採択要件とは、財政支援の対象となるための要件であり、当該要件に該当する自治体が財政支援の対象となる。本区は、待機児童が生じていないことや過疎市町村でない等の理由から、採択要件が「待機児童対策」「人口減少対策」と記載されている事業は対象外となる。